

香川高等専門学校学生委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校学生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、学生支援に関する次の各号に掲げる事項の規程等を審議する。

- 一 学生の課外教育に関すること。
- 二 学生の規律保持に関すること。
- 三 学生の保健衛生・福利厚生に関すること。
- 四 学生の要望聴取・各種支援に関すること。
- 五 その他学生生活及び学生生活に関する必要な事項
- 六 学生会及び学生団体に関すること。
- 七 学生の出版及び掲示に関すること。
- 八 学生の賞罰に関すること。
- 九 授業料及び入学料の免除及び徴収猶予に関すること。
- 十 奨学金に関すること。
- 十一 その他学生の厚生補導に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 学生主事
- 二 学生副主事
- 三 学務課長
- 四 学生課長

2 委員は、校長が委嘱する。

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学生主事をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、委員長が所属するキャンパスの学務課又は学生課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。